綱領

一、我等は團結の威力をもつて勞働條件の改善向上をはかり、進んで勞働者の政的、社會的權利の伸長を期す。

一、我等は堅固なる組織と合理的に有效なる戰術をもつて、資本家の社會的不正不義に對し徹底的に鬪爭せんことを期す。

主張

一、金融資本獨占による主要産業統制機構の確定に絶對反對

二、資本家本位の産業合理化に絶對反對

三、製鐵所の民營化絶對反對

四、賃銀値下解雇絶對反對

五、失業救濟施設の即時實施

六、完全なる團體協約權の確立

七、最低賃銀制の設定

八、純八時間勞働制一週間十八時間制の徹底的實施

九、臨時雇傭制度の撤廢

十、無産階級運動取締諸法令の改廢

十一、勞働立法の改正並に制定

十二、工場法の改正

十三、健康保險法の改正

十四、官營工場共濟組合の法人化

十五、定休日に給料全額支給實施

十六、メーデーの街頭デモ參加

規約

第一章　總則

第一條　本會は日本製鐵勞働組合聯合會と稱し本部を八幡市に置く

第二條　本會は宣言主張綱領並に決議の遂行を以て目的とす

第三條　本會は前條の目的を達成する爲め左の專門部を置く

監査部、會計部、計畫部、政治部、調査部、出版部、研究部、通信部、連絡部、宣傳部、教育部、事業部、救濟部、爭議部、婦人部、青年部、組織部、組織部、（各部門細則は別に此れを定む）

第二章　組織

第四條　本會は本會の主旨に贊同する製鐵業に從事する勞働者の勞働組合を以て組織す

第三章　機關

第五條　本會に左の機關を置く

一、大會

二、中央委員會

三、中央執行委員會

四、統制委員會

五、顧問會

六、役員總會

七、組合長會

八、書記局會議

第六條　大會は本會の最高決議機關にして大會代議員並に本部役員及正副組合長を以て構成す

第七條　大會は毎年一回會長之を召集す

但し次の場合は臨時大會を召集するものとす

(一)　中央委員會の必要と認めたる場合

(二)　總組合員數の三分の一以上による臨時大會の要求ありたる場合

第八條　本聯合に所屬する各組合は左の標準に依り會員中より大會代議員を選出するものとす

(一)　會費完納五十名未滿は　二名

〃　百名以上二百名未滿　四名

〃　二百名以上三百五十名未滿　六名

〃　三百五十名以上五百名未滿　十名

〃　五百名以上七百名未滿　十四名

〃　七百名以上　十八名

但し代議員選出の定數に滿たざる工場はあつて適宜一名を選出することを得

第九條　中央委員會は大會より大會に至る迄の決議機關にして中央執行委員、中央委員を以て構成し會長之を召集す

第十條　中央執行委員會は本會の執行機關にして中央執行委員を以て構成し大會に對して責任を負ふものとす

第十一條　統制委員會は本會員並に各機關を統制するものにして統制委員長之を召集す

第十二條　顧問會は本會の諮問機關とし本部顧問を以て構成し適宜最高顧問之を召集す

第十三條　役員總會は本會の統制連絡機關にして本會評議員以上を以て構成し適宜會長之を召集す

第十四條　正副組合長會は各組合間の統制連絡機關にして各組合正副組合長を以て構成し會長適宜之を召集す

第十五條　書記局會議は本會の統制連絡並事務機關にして各組合書記を以て構成し書記長之を召集す

第四章　役員

第十六條　本會に左の役員を置く

一、會　長　一、副會長

一、統制委員長　一、最高顧問

一、名譽顧問　一、中央執行委員長

一、中央委員　一、顧問

一、書記長　一、統制副委員長

一、會計部長　一、監査部長

第十七條　會長は本會を統轄し會務の一切の責に任ず

一、副會長は會長を補佐し會長事故ある時は之を代理す

二、中央執行委員長は會長の指示を受け會務を處理す

三、會計部長は本會の金錢出納並財産監理に關する一切の事を處理し其責に任ず

四、監査部長は本會の會計並財産の管理に關する一切の事を監査するものとす

五、顧問及最高顧問は會長の諮問に應ず

六、書記長は本會の事務を處理す

七、中央執行委員は中央執行委員長を補佐し會務を執行するものとす

八、中央委員は常設決議機關に參與し會務の決議に當るものとす

一、會長副會長中央執行委員長は大會に於て之を選任す

二、顧問は會長副會長中央執行委員長之を推選し常設決議機關に於て決定するものとす

但し本會は特別の理由に依り常設機關の承認を經て名譽顧問を推薦することを得

三、最高顧問及統制委員長は顧問及統制委員の互選に依て之を選擧し隔年度一月之を改選す

四、中央委員は各組合より選出し、委員は大會代議員選出の割合の半數とす

五、統制委員は會長副會長中央執行委員長合議の上推薦す

中央執行委員會は會長副會長中央執行委員長統制委員長此れを證衡し大會又は中央委員會に於いて選任す

第五章　加盟及脱退

第二十條　本會に加盟せんとするものは左の要件を具備することを要す

一、本會の宣言主張綱領規約を承認する勞働組合

二、毎月定期の組合會費を納入することを承認する勞働組合

三、脱退及被脱退に際し財産上何等の返還要求をなさざる事

第二十一條　本會に加盟する勞働組合の會員にして左の各項に該當するものは統制委員會の決議を以て除名其他の處分をなすことを得

(一)　第二十條に違反したるもの

(二)　本會の統制に服せざるもの

第六章　會計

第二十二條　本會の經費は會費及審附金並に其他事業に依る收入を以て之に充つ但し會費は（組合員一名につき）男子一ヶ月十錢女子五錢とす

第二十三條　本會の收入及支出に關する決算は大會に附議して承認を經る事を要す

第二十四條　本會の會計事務は毎月中央執行委員會に附議して承認を經る事を要す

第二十五條　本會の會計及財産管理に關する責任は中央執行委員以上を以て之を負ふものとす

第七章

第二十六條　本會に所屬する各組合規約は本會之を定め各組合準則は別に之を定むるものとす

昭和七年一月十六日

日本製鐵勞働組合聯合會